

2018年9月6日の胆振東部地震に伴う北海道社会福祉士会の支援方針

1. 公社) 北海道社会福祉士会災害時対応ガイドライン第4章 第2条2項に基づき基本方針及び具体的行動について以下に定めます

基本方針：私たちは被災された皆様の生活再建を支援させていただきます。

具体的行動：被災された皆様を支える地域の保健・福祉・医療に関係する方々を側面的に支援し、皆様の生活再建に伴う様々なニーズを丁寧に聴きながら、その課題解決の為に共に歩ませていただきます。

2. 支援主体 (ガイドライン4章2条1項)

北海道社会福祉士会 災害支援本部 (2018年9月8日設置済み)
本部長 清野光彦
副本部長 山崎加代子
所管委員会 災害対策委員会

3. 当面の支援先

- 1) 厚真町VC (社会福祉協議会連携) 9月10日より先行支援開始
- 2) 支援準備先 むかわ町 安平町 他依頼があった自治体

支援先選択理由：先の各地区支部向け全道被害状況第1次集約にて、電力復旧に伴いほとんどの地域が平常を取り戻していることが確認できました。(別添)ただ、震源に近い日胆地区支部東部の被害が甚大である事、また9日に現地確認を行い実際に厚真町で支援依頼に結びついたことから、当面厚真町VCを拠点として支援を展開することとしました。

合わせて、周辺自治体を確認しているが、厚真に対する支援体制整備が急を要することから、それ以外の被害地域については支援準備先とさせていただきます。

4. 支援活動

期間を発災から約一か月(10月中旬)とし、支援評価をしたうえで継続必要か否かを判断致します。

おおむね発災から10日間程度は、災害委員もしくは理事(役員)から活動者を募り、順次会員に向けて登録公募を促しコーディネートしていきます。

※ 具体的公募内容は「被災地支援者募集及び登録フォーム」を参照してください。

5. 支援活動費

支援活動費については、予算化しておらず現在調整中であるが、おおむね次の方法を検討中です。

- 1) 補正予算の前倒し（災害対応予算）
- 2) 会員に対し本会支援活動費用の募金を呼びかける（準備中）
- 3) 災害支援に関する助成金等を申請する（共同募金等）
- 4) 日本社会福祉士会への金銭的支援要請（9月14日募金始まる）

6. 日本社会福祉士会との調整

現北海道社会福祉士会理事・日本社会福祉士会理事 竹田 匡氏を窓口とし調整を依頼しています。

7. その他

1) 活動支援員の宿泊施設に関しては、千歳市内にウイークリーマンション等の物件を検討中です。